

番号	公開 非公開	所属名	利害関係者名	会議等の名称・目的	実 施 年月日	時 間	場 所	公務・公務外	一人当たりの 費用見込み	職員の 個人負担	市側参加者	相手方参加者	職務上の必要な理由
1	公開	協働人權課	藤井寺市区長会 (補助金交付団体)	研修会	R6.5.26 R6.5.27	1日目 8:00～ 2日目 17:35	研修場所:①別子銅山記念館(愛媛県新居浜市)、②うだつの町並(徳島県美馬市)、③阿波の土柱(徳島県阿波市) 宿泊先:道後の宿 花ゆづき(愛媛県松山市)	研修会及び 定例会は公務、懇親会は公務外	12,000円	12,000円	課長級以上 1名 課長代理級以下 2名	区長会会員 28名	区長会では、まちづくりにおける様々な分野で参考となる地域や施設に学び、本市の地域活性化を推進するために研修事業を行っている。本研修会に職員が随行することで対話や交流を通じて市行政の円滑な遂行を図ることができるため。
			過去(前回)の解釈	規則第6条第1項第3号により判断を行うが、研修を行っており、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
2	公開	商工労働課	藤井寺市商工会・中小企業振興会議 (補助金交付団体)	藤井寺市中小企業振興会議懇談会	R6.11.5	18:00～ 20:00	半すし (藤井寺市)	公務	3,000円 (会費)	3,000円 (会費)	市長・副市長・市民生活部長 商工労働課長代理級以下1名	商工会役員(会長・事務局2名)、中小企業振興会議参加者(6名)	中小企業振興計画に基づく施策の推進のために行われる意見交換懇談会に市長・副市長が出席するのに際し、随行するものであり、今後の進行計画に基づく施策の推進のために、必要である。
			過去(前回)の解釈	市長随行での参加であり、規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
3	公開	生涯学習課	青少年関係三団体会長及び校区リーダー会会長 (補助金交付団体)	青少年関係三団体会長及び校区リーダー会会長会議	R6.10.25	19:30～ 21:30	焼き鳥創作酒場369 (藤井寺市)	会議は公務 懇親会は公務外	4,000円 (会費)	4,000円 (会費)	生涯学習課長代理級以下 3名	青少年関係三団体会長及び校区リーダー会会長 13名	本市が青少年健全育成を進めていくうえで、青少年関係三団体会長及び校区リーダー会の情報交換が行われる場への職員の出席が必要であるため
			過去(前回)の解釈										
4	公開	戦略調整課	株式会社 セレッソ大阪 (市の機関の所掌に係る事業を行う事業者等)	藤井寺市民応援デー	R6.11.9	13:30～ 17:00	ヨドコウ桜スタジアム (大阪市)	公務	サッカー観戦にかかる費用 2,200円	なし	市長、戦略調整課長代理級以下1名	—	セレッソ大阪が南大阪の自治体を対象に、ホームタウン支援として、市民への観戦チケットの優待販売を行う「市民応援デー」を設定している。11月9日が藤井寺市民デーであり、PRブース設置市長のピッチでのあいさつなどのシティプロモーション実施のため、職員が随行、その後市長とともに、試合観戦を行ったもの。
			過去(前回)の解釈										
5	公開	商工労働課	藤井寺市商工会 (補助金交付団体)	藤井寺市商工行政懇談会	R6.12.20	18:00～ 20:00	料亭 梅廼家 (藤井寺市)	公務	10,000円 (会費)	10,000円 (会費)	市長、副市長、市民生活部長、商工労働課長	商工会役員(会長・副会長2名・事務局長)	商工行政推進のために行われる意見交換懇談会に市長・副市長が出席するのに際し、随行するものであり、本市商工行政を進めるにあたり、商工会との意見交換会は重要な機会であり業務上必要である。
			過去(前回)の解釈	市長・副市長随行での参加であり、規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
6	公開	生涯学習課	藤井寺市こども会育成連絡協議会 (補助金交付団体)	藤井寺市こども会育成連絡協議会1月役員会	R7.1.9	19:30～ 21:30	中華料理 蘭月 (藤井寺市)	役員会は公務 懇親会は公務外	5,000円 (会費)	5,000円 (会費)	生涯学習課長、課長代理級以下1名	藤井寺市こども会育成連絡協議会会員 12名	青少年健全育成を進めていくうえで、現在のこども会活動の情報交換が行われる場への職員の出席が必要であるため
			過去(前回)の解釈	規則第6条第1項第1号及び第3号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									
7	公開	協働人權課	藤井寺市区長会 (補助金交付団体)	1月定例区長会及び新年懇親会	R7.1.26 (予定)	12:00～ 14:30	料亭 梅廼家 (藤井寺市)	区長会は公務 懇親会は公務外	6,000円 (昼食代)	6,000円 (昼食代)	市長、協働人權課長、同チーフ1名	区長会会員 (R5年度参加者36名)	1月定例区長会後、引き続き新年懇親会が開催される。懇親会に出席することで、各区長との対話や交流を通じて市行政の円滑な遂行を図ることができるとともに、市長も出席するため随行も兼ねている。
			過去(前回)の解釈	市長随行での参加であり、規則第6条第1項第8号により判断を行うが、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。									

■は過去に事例あり。